

調査の流れ

調査票を配布【9月14日(月)～20日(日)】
調査員が訪問し、「調査票」などを入れた封筒を配布します。

インターネット回答
9月14日(月)
～10月7日(水)

①回答サイトにアクセスする

調査票が届いたらスマートフォン、パソコンなどで回答サイトにアクセスします。

②ログインする

調査書類の中の「インターネット回答利用ガイド」に記載されている「ログインID」と「アクセスキー」でログインします。

③回答する

画面の案内にそって、回答します。最後にパスワードを設定して、送信します。

調査票での回答
10月1日(木)現在

①記入する

黒の鉛筆かシャープペンシルで記入します。

②提出する

新型コロナウイルス感染症対策のため、記入した調査票は原則として郵送での提出をお願いします(希望者には調査員による回収も行います)。

期間を過ぎても回答が確認できなかった場合は調査員が改めて訪問する場合があります。

調査員がお宅を訪問します
9月中旬から、調査員が各世帯を訪問し、調査票などの書類を配布します。国勢調査の調査員は、町の推薦で総務大臣が任命した非常勤の国家公務員で、調査員証と腕章、専用のバックを持っています。
調査にご協力ください
もし皆さんから正確な情報が得られなければ、不正確な統計

調査員の格好



になり、国勢調査の結果をもとに立案・実施される政策も正確になつてまいります。そのため、全ての皆さんに必ず回答する義務が課せられていますので、ご協力ください。

国勢調査 2020
総合サイトはこちらから

国勢調査 2020 🔍 検索



「かたり調査」に注意

調査員を装って個人情報や盗む「かたり調査」の発生が懸念されます。調査員が、預金や収入に関する質問や、金銭を要求することはありません。



住民基本台帳のデータがあるのに何で国勢調査をするの？

住民基本台帳には、氏名、出生の年月日、住所や世帯主名・続柄など限られた情報しか記載されていません。国勢調査では、産業別・業種別の就業者数、昼間の人口と夜の人口の違いなど、住民基本台帳からは得られない情報を把握できます。



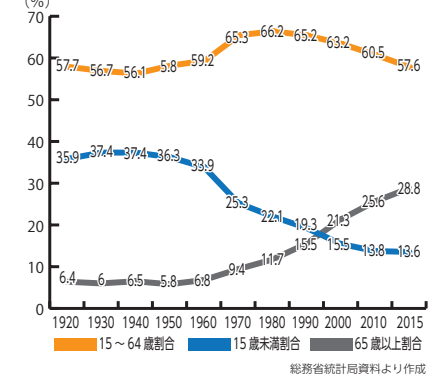
その一筆が町をつくる

国勢調査 2020

国勢調査は、統計法に基づき、日本に住む全ての人と世帯を対象とする国の最も重要な統計調査です。大正9年(1920年)にスタートした国勢調査は、今回で100年目の節目を迎えます。5年に一度行われ、調査の結果はまちづくりにも大きな影響を与えます。皆さんの回答をお願いします。

●問い合わせ 役場総合政策課 企画政策係 ☎096(293)3118

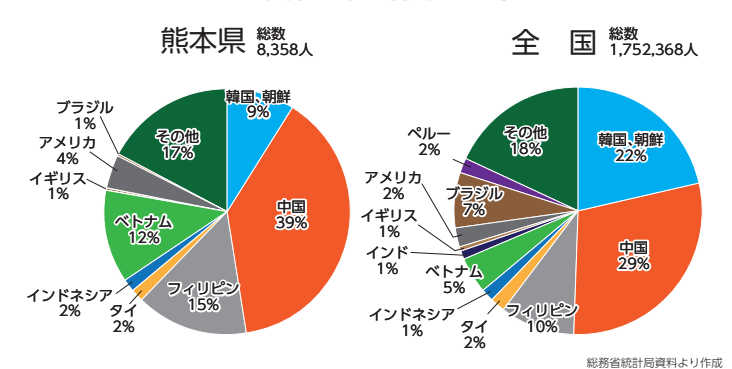
熊本市年齢別人口割合の推移



100年目を迎える国勢調査
国勢調査とは、5年に一度行われる国の最も重要な統計調査です。第1回目は1920年に行われており今回で100年目を迎えます。調査対象は日本に住む全ての人で、生まれたばかりの赤ちゃんや外国人も対象に含まれます。質問事項は全16問で、世帯員の人数や出生の年月や職業など世帯に関するものです。
調査結果は何に使われる？
国勢調査で得られるさまざまな統計情報は、次のように国民生活に役立てられています。
①法定人口
衆議院の小選挙区の画定と比例代表の議員定数、地方交付税の交付額の配分などの基準として利用されています。

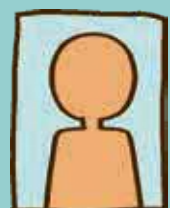
②行政施策の基礎資料
少子高齢化の将来予想、防災計画の策定など行政運営や計画策定の基礎データとして利用されています。
③民間企業の経営判断
民間企業が新しい店舗の立地を検討する際の判断材料(人口規模や年齢構成など)として利用されています。
④公的統計の基礎
将来人口推計や国民経済計算(GDP)などの統計など公的統計の基礎として利用されています。

平成27年国別外国人割合



国勢調査には個人情報保護法は適用されないの？

国勢調査など統計法に基づく調査には、次の理由から個人情報保護法が適用されません。
・集められた個人情報は、集計後は個人を識別できない形で利用提供されること
・個人情報の取扱いに必要な制度上の規律が厳格に整備されていること



調査票を調査員に見られずに提出する方法は？

インターネットや郵送で回答を行うと、回答内容が直接総務省に送られるため、調査員が回答内容を見ることはありません。記入漏れや誤りがあると正確な統計が作成できないので、確認して提出してください。



1人暮らしの学生はどのように回答すればいい？

親元を離れて1人で暮らしている人は、1人の世帯として現在住んでいる場所で回答してください。同居している場合は、同居している家族で1つの世帯です。どなたかが代表して回答してください。



国勢調査Q&A